

第30号議案

令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度東大和市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文中「497,960千円」を「498,268千円」に、「311,488千円」を「311,796千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	651,398千円	0千円	651,398千円
第1項 企業債	259,600千円	1,600千円	261,200千円
第4項 他会計補助金	361,049千円	△1,600千円	359,449千円
支出			
第1款 資本的支出	1,149,358千円	308千円	1,149,666千円
第1項 建設改良費	313,686千円	308千円	313,994千円

（企業債の補正）

第3条 予算第6条表中「限度額23,000千円」を「限度額24,600千円」に改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化	千円 23,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	借入れのとき から据置期間を 含め、40年以内 に償還する。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利債に借換えす ることができる。 なお、その他 については、借入 先の定める融通 条件に従う。	千円 24,600	補正前に 同	補正 同じ	補正前に 同じ
計	23,000				24,600			

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第10条中「345,982千円」を「344,382千円」に改める。

令和5年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫